



23消安第6540号
平成24年4月9日

一般社団法人ペットフード協会会長 殿

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課長

中国産飼料へのメラミン混入に関する対応の一部改正について

中国産の家畜用飼料及びペットフード（飼料原料を含む。以下「家畜用飼料等」という。）へのメラミン混入に関する対応については、「中国産飼料へのメラミン混入に関する対応について（注意喚起）」（平成20年10月6日付け20消安第7287号農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局畜産部畜産振興課長通知。以下「本通知」という。）により、家畜用飼料等について事前にメラミンの混入がないことを確認すること等について注意喚起をお願いしているところです。

今般、家畜用飼料について、「飼料の有害物質の指導基準の一部改正について」（平成24年4月9日付け23消安第6529号農林水産省消費・安全局長通知）によりメラミンの指導基準が設定されたことから、本通知を別紙のとおり改正することとします。

今後は、「飼料等への有害物質混入防止のための対応ガイドラインの制定について」（平成20年3月10日付け19消安第14006号）に基づき、家畜用飼料へのメラミンの混入防止に万全を期すようお願いするとともに、ペットフードについては、引き続き本通知に基づき、事前にメラミンの混入がないことを確認すること等の対応をお願いします。

また、本改正内容について、貴管下関係者に対し周知していただきますようお願いいたします。